

令和6年第10回

島田市教育委員会定例会

令和6年10月29日

令和 6 年第10回島田市教育委員会定例会日程

日時：令和 6 年10月29日（火）午後 2 時00分～午後 4 時00分

会場：市役所本庁舎 第 2 委員会室（4 階）

1 開 会

2 会期及び会議時間の決定

3 会議録署名人の指名

4 教育部長報告

5 事務事業報告

- (1) 教育総務課 (2) 学校教育課 (3) 学校給食課 (4) 社会教育課
- (5) スポーツ振興課 (6) 図書館課

6 連携報告

- (1) 文化振興課 (2) 博物館課

7 付議事項

8 協議事項

- (1) 島田市教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- (2) 刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- (3) 島田市伊太体育館条例を廃止する条例について

9 次回教育委員会定例会における協議事項の集約について

- (1) 事務局から提案するもの
- (2) 各委員が提案するもの

10 報告事項

- (1) 令和 6 年 9 月分の寄附受納について
- (2) 令和 6 年 9 月分の生徒指導について
- (3) 教育総務課所管施設の現況について

11 その他

- ・会議日程について

（次 回） 第11回島田市教育委員会定例会

日時 令和 6 年11月29日（金）午後 2 時00分～午後 4 時00分

会場 山村都市交流センターささま 研修室（2 階）

(次々回) 第12回島田市教育委員会定例会

日時 令和6年12月26日(木) 午後2時00分～午後4時00分

会場 市役所本庁舎 第2委員会室

12 閉 会

教育部長報告

一般会計歳入歳出予算補正（9月市議会提案）

歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
6 教育費国庫補助金	96,782	67	96,849

(款) 22 市債 (項) 1 市債 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
7 教育債	321,700	△2,300	319,400

歳 出

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費 (目) 1 学校教育諸費 (単位：千円)

事業名	事業概要	補正前の額	補正額	計
スクールバス運行経費	北部地区スクールバス駐車場の用地取得及び整備に要する経費	79,562	78,821	158,383

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費 (目) 1 学校管理費 (単位：千円)

事業名	事業概要	補正前の額	補正額	計
小学校施設管理経費	財源の組替え	251,725	0	251,725

一 般 質 問 （令和6年9月市議会定例会）

1. 15番 村田千鶴子 議員 （一問一答）

2. 第2次島田市自殺対策計画～ひとりにさせない支援に向けて～について

平成18年に「自殺対策基本法」が施行され、翌年に「自殺総合対策大綱」が策定された。令和4年には新型コロナウイルス感染症の影響により変化した自殺の傾向等を踏まえ、新たな「自殺総合対策大綱」が策定された。当市においては平成30年度に全庁的な取組として「島田市自殺対策計画」を策定し、包括的な支援事業を展開してきたが、計画期間の終了に合わせて、令和6年3月に「第2次島田市自殺対策計画～ひとりにさせない支援に向けて～」が策定された。新たな大綱によれば、自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となったが、依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いている。更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生の自殺者数は、令和4年には過去最多になるなど増加傾向であるとの状況を鑑み、以下について伺う。

<質 問>

- (3) 令和3年にGIGAスクール構想が導入され、学校で一人一台の端末が配備されたことから書き込み等による、様々なトラブルの発生について懸念されていた。情報モラル教育の実施状況について伺う。

<答 弁>

市内の小中学校では、インターネットやデジタル機器の利用が欠かせない現代社会の中で、これらを生活に役立てる力や、問題が起こった時に解決方法を考える力を育むため、「デジタル・シティズンシップ教育」を推進しています。

令和5年度には「GIGAワークブックしまだ」という手引き書を小学生、中学生の発達段階に合わせて作成し、「情報を活用する力」や「情報モラル」が養われるよう、様々な場面で活用できる環境づくりを進めています。

6. 18番 青山真虎 議員 （包 括）

1. 島田市を覆う死活問題

<質 問>

- (15) 生徒の負担軽減。不登校児の居場所に神座小学校を活用するのはどうか。暑さ対策として登下校時の制服自由化、ジャージOK、カバンをなるべく空っぽにして登下校、体育館にクーラー設置、日傘などの工夫をしてはどうか。

<答 弁>

本市においては、不登校の子供たちの学びの機会を保障するため、現在、学びの多様化学校について、調査研究を進めています。

登下校時の制服については、本市の中学校では従来の制服だけでなく、生徒の判断で半袖の体操着とハーフパンツで、登下校をすることや学校生活を送ることができるようにすることで暑さ対策をしています。生徒の主体性を重んじ、登下校時の天気や気温から、制服がよいのか、半袖とハーフパンツがよいのかを生徒自身が選択しています。日傘についても、児童生徒が暑さ対策として使用することについて禁止はしていません。

カバンをなるべく空にしての登下校については、各学校で家庭学習に必要なでない教科書等は、持ち帰らずに学校に置いておくよう声掛けをしています。

小中学校の体育館の空調機について、文部科学省の試算では、床面積930平方メートルの体育館に、断熱性を確保した改修工事を実施した上で、空調機を設置した場合、1校当たり約6,600万円の工事に加え、1年間の電気代が約140万円かかり、コストの面から全ての小中学校の体育館に空調機を設置するのは難しいと考えています。

10. 17番 提 坂 大 介 議 員 (一 問 一 答)

1. 学校給食について

近年、学校給食が児童生徒の健康や学習に与える影響について、全国的に関心が高まっている。私たちのまちにおいても、子どもたちが安心して食事を楽しめる環境を整えることは非常に重要である。学校給食を知る会で学校給食を試食し、令和6年度第1回総合教育会議にオブザーブ参加、さらに第2次島田市総合計画、教育委員会に関する事務の点検・評価報告書及び第4次島田市食育推進計画を読ませていただいた上で先日、学校給食課にアンケートを取らせていただいた。その回答内容に気になる点があるため、以下質問する。

<質 問>

(1) 学校給食の小学校・中学校の1食当たりの金額と提供数を伺う。

<答 弁>

1食当たりの賄材料費としては、本年度、小学校で296円、中学校で352円となっていますが、人件費や燃料費等を含めると1食当たり約580円となります。また、1日当たりの食数は、小学校が5,250食、中学校が2,560食となっています。

<質 問>

(2) 地産地消への取組について伺う。

<答 弁>

学校給食への地産地消の取組として、地場産物の出荷時期がわかる年間計画表に基づき、給食の献立に地場産物を積極的に取り入れています。また、地場産物を使った料理と具だくさん島田汁を組み合わせた、通称「おしまちゃんランチ」を毎月1回提供しています。さらに、農産物生産者に学校を訪問していただき、野菜の栽培から出荷までの流れを説明していただくなど、児童生徒に地場産物を身近な存在として感じてもらえるような取組も行っています。

<質 問>

(3) 使用している添加物の種類を伺う。

<答 弁>

給食の調理に使用する調味料に限定して申し上げますと、例えば、日本酒には酸味料が、味噌には酒 精・ビタミンB 2が、また醤油にはアルコール・核酸・甘味料製剤などの食品添加物が含まれています。

<質 問>

(4) 学校給食の残渣の量と牛乳を飲まない子どもの人数を伺う。

<答 弁>

令和5年度の給食残食率は、小学校平均で7.76%、中学校平均で6.17%、全体平均では7.17%となっています。また、アレルギーや乳糖不耐症などの理由により、「牛乳を飲まない」と届出をしている児童生徒数は現在132人います。

11. 9番 四ツ谷 恵 議員 (一問一答)

1. 市民、特にお年寄り、子どもたちに対する熱中症対策について

今年の夏は各地で40度近くの異常な暑さに見舞われた。いよいよ地球温暖化から地球沸騰化に突入したとを感じる。来年はさらに厳しい暑さになるのではないかと懸念する。消防庁の報告によると、今年の7月に入ってから、熱中症による救急搬送患者が、例年以上に高い水準で推移しているとのことである。とりわけ、お年寄り、子どもたちには、手厚い配慮や実効性のある対策が必要と考え、以下伺う。

<質 問>

(2) これまで、各学校での熱中症による救急搬送者はどのくらいいるか。また、学校として熱中症として認知した子どもは何人いるか。

<答 弁>

今年度、熱中症による救急搬送者は1人です。学校は、医療機関ではないため、熱中症と認知することはできませんが、めまいや頭痛等の熱中症が疑われる児童生徒に対して、保健室にて体を冷やす、水分を補給させ休ませる等の処置を行った人数は、小学校234人、中学校108人です。

<質 問>

(3) 学校における具体的な熱中症対策はどのようになされているか。

<答 弁>

空調による管理と共に、水筒の持参を学校だより等で呼び掛け、休憩時間や運動の前後に水分補給をしています。

また、児童生徒が集まり活動する場合は、大型扇風機やスポットクーラーを使用している学校もあります。暑さ指数によっては、運動等の活動自体を中止または短縮することがあります。万が一に備え、保健室では経口補水液等を常備しています。

<質 問>

- (4) 市内小・中学校の教室及び職員室の冷房設備設置状況はどうか。小・中学校の体育館に冷房設備が設置されている例はあるか。

<答 弁>

小中学校の教室への冷房設備の設置状況ですが、普通教室、職員室、保健室への空調機設置率は100%となっています。音楽室、図書室等の一部の特別教室にも設置しています。

小中学校の体育館の空調機の設置状況は、体育館内にある会議室等一部を除き設置はしていません。

<質 問>

- (5) 今後、小・中学校の体育館を含めた冷房設備設置計画はあるか。また、仮に全ての小・中学校の体育館に冷房設備を設置する場合の費用はどのくらいか。

<答 弁>

旧伊太小学校、旧相賀小学校、旧神座小学校、旧伊久美小学校、及び島田第一小学校旧校舎で使用していた空調機の一部を、増設する普通教室、小学校の図書室、中学校の理科室に移設する計画があります。

近年、各学校の職員室や音楽室等特別教室に設置してある空調機が経年劣化により相次いで故障しているため、今後は、増加した教室や、老朽化した空調機の更新を優先していく方針です。

また、冷房設備を設置する費用については、文部科学省の試算では、床面積930平方メートルの体育館に、断熱性を確保した改修工事を実施した上で、空調機を設置した場合、1校当たり約6,600万円の工事に加え、1年間の電気代が140万円かかると、算出されています。なお、中学校においては床面積が大きいため、更に高額になると思われます。

本市の小中学校19校分に換算すると、工事費が十数億円、電気代が年間3,000万円以上かかる見込みとなり、コストの面から体育館に空調機を設置するのは難しいと考えています。

2. 子どもたちの成長期における食育環境について

食べることは生きることの基本であり、子どもの健やかな心と身体の発達に欠かせないものである。子どもが成長する過程で子どもに関わる関係機関、団体が、その発達を支援していく環境づくりが必要不可欠と考え、以下質問する。

<質 問>

- (1) 学校給食センターの食材は、地産地消に取り組んでいる。今まで米は、100%島田市産であったが、令和5年度は76%に減っている。その理由を伺う。

<答 弁>

令和5年度については、令和4年度の島田市産米が不作だったため、供給が10月中

旬までとなってしまう、その後、新米の提供ができたのが1月からでした。そのため、島田市産の使用割合は76%に留まりました。

<質 問>

(2) 地産地消の推移が金額ベース、重量ベース共に減っている。その理由は何か。

<答 弁>

学校給食では、週平均3.5回米飯を提供しています。農産物の中では金額、重量ともに米の占める割合が高く、島田市産の米の提供が減少したことにより、令和5年度の地産地消の集計において島田市産の金額割合、重量割合が下がりました。

<質 問>

(3) 地産地消を推進する上で何が課題となっていると考えているか。

<答 弁>

学校給食では、食材の質や規格が同程度のものを大量に必要とします。また、学校の給食時間に間に合うよう、限られた時間内で調理しなければならないため、調理しやすい状態のもので、指定された日時までに確実に納品していただく必要があります。こうしたことに対応できる生産者や納入業者が少ないことが挙げられます。

<質 問>

(4) オーガニック食材を広めていくための課題は何か。また、具体的な拡大の方策はあるか。

<答 弁>

学校給食におけるオーガニック食材の利用においても、質や規格が同程度のものを大量に指定された日時までに確実に、かつ限られた時間内での調理が可能な状態で納品していただく必要があります。また、決められた給食費の中で対応できる価格であることも重要な問題です。こうした条件がクリアできれば学校給食でも利用したいと考えています。

<質 問>

(5) 小・中学校の給食の量は、適量と判断しているか、また、給食の量について子どもたちに聞いたことはあるか。さらに、給食に関する要望など子どもたちの意見を聞く仕組みはあるか。

<答 弁>

学校給食は、文部科学省の学校給食栄養摂取基準に基づいて献立作りを行っており、必要な栄養素を確保するための量を提供しています。

子供たちの意見については、毎日給食センターから校内放送で流す献立紹介の資料を学校に配布しており、そこに給食の感想を記入してもらい、回収しています。また、親子施設見学会などのイベント開催時にも学校給食の感想をいただいています。

<質 問>

(6) 中部学校給食センターの業務は、(株)魚国総本社に委託されている。今年5月、公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたと報じられていた。一部自治体では、指名停止の処分を行っている。この件に関して、(株)魚国総本社側から市に対して説明はあっ

たか。また、議会に説明する必要があったのではないかと考えるが、当局の見解を伺う。

<答 弁>

株式会社魚国総本社名古屋本部とは、令和5年12月に島田市立中部学校給食センター調理及び市内小中学校配膳・配送委託の契約を締結し、本年4月から学校給食業務を行っています。

その後、同社は5月22日付けで公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、翌23日には本市に報告がありました。

それを受け、本市では、同社に対して6月27日から6か月間の入札参加制限を行い、市ウェブサイトで公表しています。

今回、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた原因は、既に市が締結している契約と直接関係しておらず、また、これまでの実績を踏まえ、契約を適切に履行でき、市の業務に支障をきたすことがないと判断したため、議会には報告していません。

<質 問>

(7) 小・中学校の給食を完全無償化すると、年間経費は小・中学校それぞれどのくらいになるか。

<答 弁>

給食費は、学校給食法に基づき、食材費のみ保護者から徴収しています。完全無償化するには、小学校の給食で約2億6,000万円、中学校の給食で約1億5,000万円が必要となります。

12. 11番 山本孝夫 議員 (包 括)

1. これからの姉妹都市・友好都市交流について

現在、島田市の姉妹都市として、国内は富山県氷見市、国外には米国リッチモンド市、スイスブリエンツ町があり、友好都市として中国浙江省湖州市がある。それぞれの都市と交流を重ねてきており、特に学生などの交流は国際感覚を養うためには有意義な活動であると考え。さらにグローバルな社会になっていく中で、相互により発展的な交流ができないかとの思いから、以下質問する。

<質 問>

(3) 氷見市との交流では、コロナ禍を除き継続的にそれぞれのスポーツ少年団事務局が中心となって行われてきた。氷見市の少年団が7月に島田市を訪問した際に、氷見市における少年団数の減少から、少年団単位の交流の継続が難しいと聞いた。今後、どのような交流を図るか氷見市と話をしているか。

<答 弁>

氷見市とは、昭和62年4月に当時の金谷町と姉妹都市提携を締結し、親善婦人バレーボール大会や親善ゲートボール大会などを開催したほか、平成6年度以降はスポーツ少年団によるスポーツ交流を続けてまいりました。

本年度は、氷見市のバレーボール少年団が7月26日から28日まで島田市を訪れ、島田市のバレーボール少年団との交流試合やプロの女子バレーボール選手による合同指導といった競技を通じた交流のほか、キャンドルファイアーや機関車トーマス号の乗車体験など、様々な活動で友好を深めました。

交流期間中に、氷見市と島田市のスポーツ少年団関係者やスポーツ行政担当職員が集まり、今後のスポーツ少年団の交流事業について話し合いを行いました。その中で氷見市側から、スポーツ少年団の団員数が減少してきていることや、比較的団員数が多い野球やサッカーについても大会日程等の都合により、これまでのような交流事業を続けていくのは困難であるとの申し出がありました。そのため、スポーツ少年団の交流事業は、本年度で当面休止することで合意しています。

氷見市とは、現在、行政の枠を越えた民間レベルでも活発な交流が行われています。こうしたことを踏まえ、スポーツ以外の様々な場面で引き続き交流していきたいということでは、意見が一致しています。

13. 7番 天野 弘 議員 (一問一答)

1. 学びの多様化学校（不登校特例校）を核とした伊久美小学校跡地の活用

私は、今年の6月定例会において不登校問題の取組について一般質問を行った。2022年度の国の不登校調査結果では、小・中学校で30日以上欠席した児童生徒の数が約30万人となり、10年連続過去最多を更新していることが報告されている。当市も同様な状況で昨年度の不登校児童生徒数は、小学生91人（1.4%）、中学生164人（5.7%）で合計255人、この10年間で約3.4倍に増加している。

不登校の原因については、多岐にわたり、また、複合化することもあり特定することは困難な場合が多いと言われている。当市の今までの不登校対策では、早期対応として家庭訪問、復帰支援としてスクールソーシャルワーカーによる相談支援、指導として教育センターのチャレンジ教室での対応が行われてきた。さらに、最近ではチーム学校による支援や、保健室や空き教室を利用した別室での個別指導が行われている。

2016年には「教育機会確保法」が制定され、フリースクールなど学校以外での学習を認めた上で、国や自治体に対して、子どもの状況に応じた学習活動を支援するよう明記された。しかしながら、最近では国や自治体の支援体制が追いつかず、何の支援も受けていない子どもが急増しており、2022年度不登校であった児童生徒のうち学校内外でいずれの相談・支援を受けていない子どもが約11万4千人と全体の38%を占めていることが指摘された。そこで、国では2023年3月に発表したCOCOLOプランにおいて「不登校により学びにアクセスできない子どもをゼロにする」目標を掲げ、学びの多様化学校「いわゆる不登校特例校」の設置を全国に進めている。しかしながら、今年3月までにまだ全国には35校しか設置されておらず、国では2027年度までに300校の設置を目指している。

厚生教育常任委員会では、今年度の調査研究テーマとして「不登校問題」を取り上げ、7月には宮城県富谷市及び宮城県仙台市に設置された学びの多様化学校2校を行政視察

した。また、私が所属する会派においても、奈良県大和郡山市に設置された小・中学校の分教室を視察した。富谷市及び仙台市ではいずれも閉校となった小学校跡地に学びの多様化学校を新たに設置していた。これらの小学校は閉校後、地元のコミュニティセンターとして利用しており、今回、学びの多様化学校を設置するにあたり、施設の半分を利用することとし、閉校した学校施設の有効活用として再出発していた。この2校は、農村地域で自然環境に恵まれ地域の方々と触れ合うことでコミュニケーションを含め教育効果が出ているとの説明を受けた。大和郡山市の学校は市街地のため公共施設の一部を利用しており、学習に力を入れていた。全国的にも、閉校した小・中学校の跡地利用として、この学びの多様化学校を設置するケースが多くみられている。

今年3月末で、北部地域の4つの小学校が閉校になったが、その跡地利活用の現状については、同僚議員が6月定例会において一般質問している。伊太小学校及び相賀小学校の跡地利活用についてはすでに決定しており、準備が進められている。一方で、神座小学校及び伊久美小学校の跡地利活用は、決まっておらず、特に伊久美小学校については、プロポーザル応募の優先交渉権者と契約に至らず白紙に戻っている。伊久美小学校は、自然環境に恵まれ、長年特認校として地区外の子どもたちを受け入れ、さらに現在もサタデーオープンスクール等により子どもたちの自然体験を地域として協力してきている。学びの多様化学校を設置するには適地ではないかと思われる。

不登校児童生徒へ「学ぶ機会をきっちり確保する」ためには、この学びの多様化学校の設置は、選択肢のうちのひとつとして重要ではないかと考える。

そこで、自然環境に恵まれ、本市にとって貴重な財産である伊久美小学校の跡地の利活用として、学びの多様化学校の設置の可能性について質問する。

<質 問>

(1) 学びの多様化学校の目的、形態や種類、教育内容などについて伺う。

<答 弁>

学びの多様化学校は、不登校児童生徒の実態に配慮して特別の教育課程を編成し、基礎・基本の定着や体験活動の充実等を図り、社会的自立を目指すことを目的とした学校です。設置形態は、学校型、分校型、分教室型に分けられます。教育内容としては、不登校児童生徒の実態に応じた特別なカリキュラムを編成し、教科の学習の充実をはじめ、成就感、達成感を味わう体験活動の充実、学びの多様化学校独自の行事や、関係機関等と連携したキャリア教育の充実を図っていくことなどが考えられます。

<質 問>

(2) 学びの多様化学校が従来から実施されてきた不登校対策との違いは何か。また、教育効果についてどのように考えるのか伺う。

<答 弁>

現在、不登校児童生徒には、学級担任が中心となって面談や家庭訪問等を実施しています。また、スクールソーシャルワーカーを配置し、ケース会議を実施し、個々の状況に応じて外部機関につなげています。それ以外にも、スクールカウンセラーによる心理的な支援、教育センターによる学習のサポート等を行っています。これらは、主に不登校児童生徒の居場所を確保しながら、学校生活に適應できるような支援が中心となっています。

一方、学びの多様化学校は、不登校児童生徒の多様な学び方やニーズに対応し、学びの場や機会を確保することを目的としています。児童生徒一人ひとりのニーズや興味に応じた個別化がより重視され、カリキュラムが柔軟に設定されるため、強みを伸ばしたり、学び直しをすることができたりするなど、より効果的な学習が可能です。また、自分で学びの方向性や方法を選ぶことが推奨されており、これにより自己決定能力や主体性が養われることも期待されます。

<質 問>

(3) 現在の全国、県内での設置状況及び設置の動きについて伺う。

<答 弁>

令和6年4月現在、全国で35校が設置されています。35校のうち公立校が21校、私立校は14校です。また学校種別では、小学校4校、中学校22校、高等学校6校、義務教育学校（小中一貫校）3校となっています。静岡県内には設置はされていません。文部科学省は、小中高を含め令和9年度までに全都道府県に設置し、将来的には300校の設置を目指しています。

<質 問>

(4) 学びの多様化学校を設置・運営する場合における課題は何か。当市が設置するにあたり、メリットとデメリットは何か伺う。

<答 弁>

一般的に学びの多様化学校を設置・運営するには、施設の整備、正規教職員の確保、カリキュラムの開発などが必要となり、そこに生じる財政的な負担も課題の一つと考えられます。

現在、本市においても不登校児童生徒が増加しているため、多様な学びの場や機会が保障できることは非常に有効です。一方で、コンセプトやカリキュラム開発が不十分なままに設置した場合、運営が持続できない可能性があります。現在、これらを踏まえつつ、調査研究を続けているところです。

14. 2番 横山香理 議員 (一問一答)

2. 当市における増加する外国人や外国人世帯への対応について

最近、外国人労働者などの増加に伴い、日々の生活の中でも以前より外国人を身近に感じることが非常に多くなったと感じている。1年ほど前、私の地域に一軒家を購入し、引っ越してきた外国人一家がいる。自治会に周知されるまでに若干時間があつたが、この地域に住むために公民館の機能やごみ出しのルール、常会や回覧板があること、様々な行事がありそのための役員があることなどを説明する機会を設けた。ただ説明するための通訳が必要となり、その通訳も外国から来て長年住んでいる方に依頼をして説明を行った。結果、日本語は話せなくても自治会に理解を示し、溶け込もうとする姿が印象に残った。

別の地域では、中学校に進級する際、制服の採寸をしているときに言葉が通じずに苦労する話も聞く。また、このような状況が増加しているとも聞いた。

今後、定住する外国人が増加するものと思われる中で、生活と直結した課題も増えてい

くのではないかと日々感じている。お互いが理解し合い、気持ちよく生活していくことが今後必要になっていくのではないかと考える。このような観点から、当市としての現状を踏まえてどのような対応ができるのか伺いたく、以下質問する。

<質 問>

(4) 未就園児・未就学児・小学生など子どもがいる外国人世帯への連携は現在どのように行われているか伺う。

<答 弁>

外国人を含む子育て世帯への対応については、子育てに関する窓口職員が相談などを丁寧に行っており、多くの不安を抱えた世帯には、子育てコンシェルジュ等が対応し、育児サポーターや地域子育て支援センター、保育所等へつないでいます。

特に外国人世帯には、関係機関のつなぎ先まで同行したり、必要に応じて同じ国籍の世帯につなげたりするなど、安心して子育てができるよう支援しています。

15. 13番 八 木 伸 雄 議員 (一問一答)

1. 箱物から暮らしへ

長年の課題であった新病院の建設、庁舎の建て替え、北部4校の統合による新校舎の建設、加えてPFIによる金谷地区生活交流拠点施設建設など財政負担を圧迫する事業が続いた。

一方で超高齢社会、少子化による生産人口の減少は中長期的に見ても加速化することはあれ、留まることはないと言断できる。この30年で先進国中最低となった賃金水準は、大企業と中小零細企業、大都市と地方市町村、そして富裕層と貧困家庭の格差を拡大させた。

賃金格差は、同時に市民の暮らし、教育の格差へと影響を及ぼしている。私が市議会議員1期目の際、市内中心部に住まわれているおばあさんが、「日々の暮らしは年金で何とかなるが、病気になったときは家計が苦しい。」と言われた言葉が思い起こされる。市政を考えたとき、近隣市との比較や同規模自治体の財政指数や、公共施設やインフラ整備に目を捕らわれることなく、市民の暮らしに寄り添う施策が重要と考える。市の現状（人口動態・地理的環境・産業・経済・市の財政）を踏まえ、市民に寄り添う施策の推進を求めべく以下質問する。

(3) 教育格差の是正について

私は、格差解消を考える上で最も重要でなくさなければならないものが、教育の格差であると思っている。貧困は家庭から子どもに連鎖すると言われている。貧困は子どもに責任はない。何としても連鎖は防がなければならない。子どもたちの6人に1人が貧困と言われている。保護者は夏休みがない方がいいと内心思っているという報道があった。夏休み中の昼食が作れない、休み中に旅行に連れて行ってあげられない等の状況について、以下伺う。

<質 問>

① これまで生活保護や、貧困家庭の児童生徒の教材提供などの支援は、当議会で説明

があった。夏休み中の支援はどのようなものがあったか。

<答 弁>

貧困家庭のみを対象としたものではありませんが、夏休み中における学習支援としては、初倉地区で開催している「しまだはつくら寺子屋事業」で、算数の補習授業を実施しています。

また、市内小中学校に設置している「地域学校協働本部事業」の中で、島田第一中学校では夏の寺子屋、六合中学校では夏の学習会を開催しています。

このほか、川根地区では、教員と一緒に中学生が小学生の学習を支援する活動を実施しています。

<質 問>

③ 高校授業料・入学金の実態と貧困児童生徒への経済的支援はあるか。

<答 弁>

県の支援制度として、静岡県内の高等学校等の授業料においては、保護者の所得によりますが、公立では高等学校等就学支援金制度、私立では授業料減免制度を利用することができ、返済の必要はありません。

その他にも、授業料以外の教育費負担軽減のための静岡県高等学校等奨学給付金制度、経済的理由によって就学が困難と認められる高校生を対象とした静岡県高等学校等教育奨学金制度などがあります。

各中学校では、中学3年生の進路相談の際などに、これらの支援制度とともに各種奨学金なども周知しています。

議 案 質 疑 (令和 6 年 9 月市議会定例会)

認定第 1 号 令和 5 年度島田市一般会計決算の認定について

4. 13番 八 木 伸 雄 議員

○ 歳出10款 教育費

5 項 4 目 公民館費について (決算書184～185ページ)

<質 問>

- (1) 川根地区センターの空調機が故障しているとの声を聴いていたが、公民館運営事業の中に修繕にかかった経費は含まれているのか。含まれていないのであればその理由は何か。

<答 弁>

令和 5 年度は川根地区センター空調機の修繕を実施していないため、その経費は含まれておりません。

理由は、市内の公民館及び公民館類似施設において、限りある予算の中で、消防設備の修繕などを優先的に行ったことによるものです。

<質 問>

- (2) 令和 4 年 9 月定例会において、当時の市長戦略部長が川根地区センターを体育館的な建物と判断しているとの発言があったが、公民館運営事業の中で管理しているということで間違いはないか。

<答 弁>

川根地区センターの施設管理運営経費につきましては、公民館運営事業の中で管理しているということで間違いありません。

<質 問>

- (3) 公民館施設管理運営経費には、空調設備の取替工事や修繕費用が含まれているが、空調が設置されていない公民館はあるか。

<答 弁>

空調が設置されていない公民館及び公民館類似施設は、ありません。

議案第50号 令和 6 年度島田市一般会計補正予算 (第 5 号)

7. 3番 井 上 篤 議員

○ 歳出10款 教育費

1 項 4 目 学校教育費中、スクールバス運行経費について

(議案書19ページ、補正予算概要書10～11ページ)

<質 問>

- (1) 北部地区スクールバス駐車場の用地取得を予定しているが、現在駐車している旧島田北中学校敷地内ではなく、あらたに用地取得することになった経緯を伺う。

<答 弁>

北部地区の児童生徒を送迎するスクールバスの駐車場として、現在、旧北中学校敷地を使用していますが、本年4月の北部4小学校と島田第一小学校の統合によりスクールバスを3台追加購入したことに伴い、スクールバス及び乗務員の通勤用車両の駐車スペースを確保する上で、非常に手狭な状況となっております。

また、重量が重い車両が同じ場所で頻繁にハンドルを切り返すことにより、アスファルト舗装の損傷が著しく、路盤の根本的な改修が必要となったことを受け、まず、旧北中学校の敷地内にある通称「小グラウンド」、及び、旧北中学校敷地東側の高台にある通称「新グラウンド」を代替地として確保できるかについて検討しました。

しかしながら、「小グラウンド」については、適応指導教室である「チャレンジ教室」に通う児童生徒の活動場所として敷地内のグラウンドの確保が必要であること、また、「新グラウンド」については、進入路が狭いことに加え、ルート上の交差点を曲がりながら通過することができないことから、新たにスクールバス用の駐車場を確保することは困難との結論に至りました。

このような事情を踏まえまして、スクールバスを運行する地域内で代替地を検討した結果、この土地が最適であると判断しました。

<質 問>

- (2) 用地取得額の根拠を伺う。

<答 弁>

土地取得額につきましては、平成5年に島田市土地開発公社がこの土地を取得した際の用地費、補償費及び測量試験費などの諸経費の合計額と同額となります。

<質 問>

- (3) 用地取得後は、どのような手続きが予定されるか。

<答 弁>

今回の土地取得に係る一連の手続きとしては、まず、本補正予算の御議決をいただき次第、市と土地開発公社との間で土地売買の契約を締結します。

続いて、農業委員会に対し、農地転用の理由を学校給食共同調理場の整備からスクールバス駐車場の整備に変更するための申請を行い、承認を得ます。

その後、所有権移転登記を経て、土地開発公社へ代金を支払うとともに、現地での整備工事を行います。

整備工事が完了しましたら、農業委員会から土地整備の完了について確認を受け、地目変更の登記を行う予定となっております。

<質 問>

- (4) 駐車場として活用をする際はどのような施設整備をするか、また取得した用地周辺の整備はどのように考えているか。

事 務 事 業 報 告

事務事業の概要

教育総務課

実施（9月27日～10月28日）

月 日	曜日	事 項	場 所
9月27日	金	第9回教育委員会定例会	市役所会議室
		学校訪問	六合小
9月30日	月	水泳授業等業務委託完了・アンケート回収	第五小
10月4日	金	第3回静岡西市町教育委員会教育長連絡協議会	掛川市
		第1回 島田市立初倉地区学校再編委員会	市役所会議室
10月9日	水	学校訪問	第四小、第五小
10月15日	火	トイレ洋式化改修工事 完成検査	第二小
10月16日	水	学校訪問	第一中
		運動場西側防球ネット改修工事 完成検査	金谷小
		プールフェンス改修工事 契約	第一小
10月23日	水	学校訪問	六合中、六東小

予定（10月29日～11月28日）

月 日	曜日	事 項	場 所
10月29日	火	第10回教育委員会定例会	市役所会議室
11月11日	月	学校訪問	第二中、第三小
11月15日	金	第63回静岡県市町教育委員会研修会	富士市
11月18日	月	第4回静岡西市町教育委員会教育長連絡協議会	掛川市
11月21日	木	第2回総合教育会議	市役所会議室

事務事業の概要

学校教育課

実施（9月27日～10月28日）

月 日	曜日	事 項	場 所
9月28日	土	サタデーオープンスクール⑩ (参加者：26人)	伊太地区
		英語検定	プラザおおるり
10月1日	火	体育大会（第二中、六合中）	
10月2日	水	自然教室（第二小）（1泊2日）	富士宮市
		わかあゆの会	教育センター
10月3日	木	体育大会（金谷中）	
10月4日	金	文化祭（第一中）	
		前期終業式（第四小、六合小、初倉南小、金谷小）	
10月5日	土	サタデーオープンスクール⑪ (参加者：20人)	伊久美地区
10月7日	月	後期始業式（第四小、六合小、初倉南小、金谷小）	
10月9日	水	修学旅行（初倉南小）（1泊2日）	東京都
10月11日	金	前期終業式（第一小、第二小、大津小、川根小）	
10月15日	火	後期始業式（第一小、第二小、大津小、川根小）	
10月16日	水	文化祭（初倉中）	
10月17日	木	遠足（川根小）	川根地区
10月19日	土	運動会（六合東小、金谷小）	
		サタデーオープンスクール⑫ (参加者：16人)	伊久美地区
10月21日	月	代休（六合東小、金谷小）	
		新たな地域クラブ活動連絡協議会	市役所会議室
10月22日	火	自然教室（初倉小5年）（1泊2日）	富士宮市
10月24日	木	修学旅行（第四小）（1泊2日）	東京都
		文化祭（六合中）	
10月25日	金	文化祭（第二中、川根中）	
		自然教室（第一小5年）（1泊2日）	富士宮市
10月26日	土	サタデーオープンスクール⑬ (参加者： 人)	伊久美地区

予 定（10月29日～11月28日）

月 日	曜日	事 項	場 所
10月30日	水	体育大会（第一中）	伊太地区 第一中
		修学旅行（五和小）（1泊2日）	東京都
10月31日	木	修学旅行（第三小、六合小、第五小） （1泊2日）	〃
		自然教室（六合小5年）（1泊2日）	浜松市
11月1日	金	学校祭（金谷中）	
		全校遠足（初倉南小）	
11月6日	水	修学旅行（金谷小）（1泊2日）	東京都
11月7日	木	修学旅行（第二小、初倉小、川根小） （1泊2日）	〃
11月8日	金	結核対策委員会	市役所大会議室
11月12日	火	修学旅行（第一小、大津小）	東京都
11月16日	土	サタデーオープンスクール⑭ （参加予定：20人）	伊久美地区
11月21日	木	修学旅行（六合東小）（1泊2日）	東京都
		第2回総合教育会議	市役所大会議室
11月23日	土	サタデーオープンスクール⑮ （参加予定：20人）	神座地区
11月25日	月	第6回小中一貫教育推進検討委員会	市役所大会議室

事務事業の概要

学校給食課

実施（9月27日～10月28日）

月 日	曜日	時 事 項	場 所
10月2日～ 11月27日	水 水	就学児健康診断時における食物アレルギー 対応説明	市内各小学校
10月10日	木	物資選定会（12月分）	中部学校給食セン ター
10月11日	金	(株)魚国総本社との災害協力協定締結式	市長応接室
10月22日	火	献立会議（1月分）	中部学校給食セン ター

予定（10月29日～11月28日）

月 日	曜日	事 項	場 所
11月7日	木	物資選定会（1月分）	中部学校給食セン ター
11月19日	火	献立会議（2月分）	〃
11月26日～ 11月27日	火 水	学校給食を知る会 (参加予定：各日 25人)	〃

事務事業の概要

社会教育課

実施（9月27日～10月28日）

月 日	曜日	事 項	場 所
9月28日	土	伊久身農村環境改善センター 社会教育講座「女性のための健康講座」 (受講者：7人)	伊久身農村環境改善センター
		六合公民館 社会教育講座「子どもチャレンジ」 (4回目／全8回) (参加者：78人)	六合公民館
		初倉公民館 社会教育講座「健康体操」 (3回目／全8回) (受講者：19人)	初倉公民館
		しまだガンバ！ 第6回活動 「免許皆伝！忍者修行」(参加者：29人)	かなや会館、諏訪原城跡
		はばたけリーダー！2024 第7回活動 「免許皆伝！忍者修行」(参加者：8人)	〃
		青年ボランティア講座 第9回活動 「免許皆伝！忍者修行」(参加者：3人)	〃
		「共に笑い、共に泣き、共に育つ！妊娠期の夫婦で考える赤ちゃんとの生活」 (受講者：9組18人)	プラザおおるり
9月29日	日	初倉公民館 社会教育講座「男の料理教室」 (4回目／全7回) (受講者：15人)	初倉公民館
10月1日	火	六合公民館 高齢者学級「リズム体操」 (参加者：31人)	六合公民館
		小・中学生を持つ親の講座「不登校の子どもとの関わり方」 (受講者：18人)	プラザおおるり
		北部ふれあいセンター社会教育講座「子育て広場北部ふれあいセンター」 (受講者：6人)	北部ふれあいセンター
		初倉公民館 短期社会教育講座「Mammy's リフレッシュ体操」 (2回目／全2回) (参加者：10人)	初倉公民館
		小・中学校を持つ親の講座「不登校の子どもとの関わり方」 (受講者：19人)	〃

10月2日	水	はつくら寺子屋（初倉小） 「カード（文章問題）Ⅱ」 （参加者：15人）	初倉公民館
		北部ふれあいセンター 社会教育講座 「60歳からの健康体操」 （受講者：10人）	北部ふれあいセンター
		初倉放課後子供教室（フレンズクラブ） 選択活動 （参加者：28人）	岡田公会堂
10月3日	木	六合公民館 高齢者学級講座 「落語を楽しむ会」 （参加者：55人）	六合公民館
		第2回地域学校協働本部運営委員会 （出席者：13人）	市役所会議室
10月4日	金	初倉西部ふれあいセンター 社会教育講座 「リフレッシュ・ヨガ講座②」 （受講者：5人）	初倉西部ふれあいセンター
10月5日	土	初倉西部ふれあいセンター 社会教育講座 「多肉植物の寄せ植え講座」 （受講者：8人）	〃
10月8日	火	六合公民館 高齢者学級 「手芸教室」 （参加者：11人）	六合公民館
10月9日	水	六合公民館 高齢者学級 「健康カラオケ教室」 （参加者：8人）	〃
		はつくら寺子屋（初倉南小） 長さ「カード（文章問題）Ⅱ」 （参加者：18人）	初倉南小
		しまおや講座（新一年生の保護者対象） 就学時検診時 （参加者：75人）	金谷小
		初倉放課後子供教室（フレンズクラブ） 選択活動（初小放課後児童クラブ交流） （参加者：79人）	初倉小
		川根地区センター 市民学級 「ベーコンづくり講座」 （参加者：13人）	大津農村環境改善センター
10月10日	木	六合公民館 高齢者学級 「演芸教室」 （参加者：7人）	六合公民館
		六合公民館 社会教育講座 「男の料理教室」（第4回／全8回） （受講者：12人）	〃
		子育て広場「ぐう・ちょき・ぱあ」 （参加者：24組49人）	第一中

10月10日	木	初倉公民館 社会教育講座 「身近な基本の絵手紙」 (5回目/全8回) (受講者: 7人)	初倉公民館
		中央市民学級第6回学習会 移動学習(静岡市方面) (参加者: 14人)	静岡市方面
10月11日～ 10月12日	金 土	六合公民館 高齢者学級 「健康スポーツ」 (参加者: 29人)	六合公民館
		体験寺子屋事業 「1泊2日の宿泊体験 事業: 大津っ子をみんなで育てる協議会 主催」 (参加者: 30人)	大津農村環境改 善センター
10月12日	土	北部ふれあいセンター 社会教育講座 「自宅で簡単! セルフリンパケア」 (受講者: 6人)	北部ふれあいセ ンター
		初倉公民館 社会教育講座 「健康体操」 (4回目/全8回) (受講者: 17人)	初倉公民館
10月13日	日	初倉公民館 社会教育講座 「男の料理教室」 (5回目/全7回) (受講者: 14人)	//
		六合公民館 社会教育講座「パン作り教室」 (1回目/全2回) (受講者: 8人)	六合公民館
10月15日	火	大津農村環境改善センター 高齢者学級 「第二回輪投げ大会」 (大津小交流) (参加者 46人)	大津農村環境改 善センター
10月16日	水	初倉西部ふれあいセンター 社会教育講座 「パン作り講座②」 (受講者: 12人)	初倉西部ふれあ いセンター
		第4期初めて0歳児をもつ親の講座 1回目/全4回 (受講者: 14組 28人)	保健福祉センタ ー
		初倉公民館 社会教育講座 「女性トランポウオークA」 (5回目/全8回) (受講者: 13人)	初倉公民館
		しまおや講座(新一年生の保護者対象) 就学時検診時 (受講者: 75人)	第五小
10月17日	木	伊久身農村環境改善センター 高齢者学級 「資生堂アートギャラリー・企業館」 (受講者: 14人)	資生堂アートギ ャラリー・企業 館 他
		北部ふれあいセンター社会教育講座 「リラックス ヨガ」 (受講者: 11人)	北部ふれあいセ ンター
		川根地区センター すこやか学級 「認知症予防講座」 (出席者: 17人)	川根地区センタ ー

10月17日	木	ゆったり座談会「不登校・ひきこもり家族教室」 (参加者：2人)	市役所会議室
		六合公民館 市民学級 「和菓子づくり」 (受講者：25人)	六合公民館
10月19日	土	北部ふれあいセンター社会教育講座 「工作教室」 (受講者：17人)	北部ふれあいセンター
		北部ふれあいセンター社会教育講座 「おはなしカフェ子供クッキング」 (受講者：6人)	〃
		六合公民館 高齢者学級 「生け花教室」 (参加者：2人)	六合公民館
10月22日	火	北部ふれあいセンターほほえみ学級 (受講者：17人)	北部ふれあいセンター
10月23日	水	六合公民館 高齢者学級 「健康カラオケ教室」 (参加者：8人)	六合公民館
		はつくら寺子屋 (初倉小) 「表とグラフ」 (参加者：15人)	初倉公民館
		初倉放課後子供教室(フレンズクラブ) フレンズまつり準備 (参加者：30人)	岡田公会堂
		第4期初めて0歳児をもつ親の講座 2回目/全4回 (受講者：17組34人)	保健福祉センター
10月24日	木	六合公民館 高齢者学級 「演芸教室」 (参加者：10人)	六合公民館
		中央高齢者学級 第6回学習会 東海道広重美術館と清水の海の幸を満喫、田丸屋工場見学 (参加者：20人)	東海道広重美術館ほか(静岡市)
		初倉公民館 社会教育講座 「くらしの書道」 (6回目/全8回) (参加者：8人)	初倉公民館
		川根地区センター 里山ウォーキング ふれあいしまだ塾「災害なんでも講座」 (出席者：20人)	川根地区センター
10月26日	土	六合公民館 社会教育講座 「子どもチャレンジ」 (5回目/全8回) (参加者：68人)	六合公民館
10月27日	日	六合公民館 社会教育講座 「パン作り教室」 (2回目/全2回) (受講者：7人)	〃

10月27日	日	大津農村環境改善センター 社会教育講座 「ベーコン・チキンハムづくり講座」 (参加者：12人)	大津農村環境改善センター
--------	---	---	--------------

予 定 (10月29日～11月28日)

月 日	曜日	事 項	場 所
10月30日	水	第4期初めて0歳児をもつ親の講座 3回目／全4回 (受講予定：14組 28人)	保健福祉センター
		はつくら寺子屋 (初南小) 「表とグラフ」 (参加予定：18人)	初倉南小
		初倉放課後子供教室(フレンズクラブ) フレンズまつり準備 (参加予定：30人)	岡田公会堂
11月1日	金	大津高齢者学級館外視察研修会 「浜岡原子力発電所、清水邸」 (参加予定：14人)	御前崎市ほか
11月2日	土	不登校、発達障害、ニートやひきこもり等の 悩みに個別に応じる合同相談会 (県主催市教育委員会共催) (参加予定：50組100人)	ローズアリーナ
11月3日	日	青年ボランティア講座 第10回活動 「子ども達と収穫祭をしよう！」 (参加予定：4人)	野外活動センター 山の家
11月5日	火	北部ふれあいセンター社会教育講座 「子育て広場北部ふれあいセンター」 (受講予定：5人)	北部ふれあいセン ター
		六合公民館 高齢者学級 「手芸教室」 (参加予定：10人)	六合公民館
		六合公民館 高齢者学級 「リズム体操」 (参加予定：40人)	〃
11月6日	水	第4期初めて0歳児をもつ親の講座 4回目／全4回 (受講予定：14組 28人)	保健福祉センター
		初倉放課後子供教室(フレンズクラブ) フレンズまつり (参加予定：30人)	岡田公会堂
		北部ふれあいセンター 社会教育講座 「60歳からの健康体操」 (受講予定：14人)	北部ふれあいセン ター

11月6日	水	はつくら寺子屋（初倉南小） 「1けたをかけるかけ算」 「カード（文章問題）Ⅲ」 (参加予定：16人)	初倉公民館
		初倉公民館 あゆみ学級（市民学級） 野外研修 (参加予定：26人)	袋井市
		六合公民館 高齢者学級 「eスポーツ体験会」 (参加予定：70人)	六合公民館
		川根地区センター すこやか学級 「輪投げを楽しもう」 (出席予定：25人)	川根地区センター
		社会教育委員 第5回会議 (出席予定：9人)	市役所 大会議室
11月8日	金	六合公民館 高齢者学級 「健康スポーツ教室」 (参加予定：35人)	六合公民館
		初倉西部ふれあいセンター 社会教育講座 「リフレッシュ・ヨガ講座③」 (受講予定：5人)	初倉西部ふれあい センター
		島田市子ども・若者支援地域協議会研修会 (参加予定：40人)	六合公民館
11月9日	土	北部ふれあいセンター 社会教育講座 「自宅で簡単！セルフリンパケア」 (受講予定：6人)	北部ふれあいセン ター
		しまだガンバ！ 第7回活動 「クラフト&ガンバワーク・閉級式」 (参加予定：30人)	野外活動センター 山の家
		はばたけリーダー！2024 第8回活動 「クラフト&ガンバワーク・閉級式」 (参加予定：11人)	〃
		青年ボランティア講座 第11回活動 「クラフト&ガンバワーク・閉級式」 (参加予定：4人)	〃
11月12日	火	六合公民館 高齢者学級 「手芸教室」 (参加予定：10人)	六合公民館
		六合公民館 高齢者学級 「カラオケ同好会」 (参加予定：6人)	〃

11月12日	火	しまおや講座（新一年生の保護者対象） 就学時検診時（参加予定：73人）	第四小
		幼児・児童を持つ親の講座 「たくましい子に育てる」 1回目／全2回（参加予定：30人）	プラザおおるり
11月13日	水	六合公民館 高齢者学級 「演芸教室」（参加予定：8人）	六合公民館
		初倉放課後子供教室（フレンズクラブ） 選択活動（参加予定：30人）	岡田公会堂
		初倉西部ふれあいセンター 社会教育講座 「パン作り講座③」（受講予定：13人）	初倉西部ふれあいセンター
		川根地区センター 市民学級 「館外研修（明治屋醤油）」 （出席予定：15人）	浜松市
		はつくら寺子屋（初倉南小） 「1けたをかけるかけ算」 「カード（文章問題）Ⅲ」 （参加予定：18人）	初倉南小
11月14日	木	六合公民館 社会教育講座 「男の料理教室」 （第5回／全8回）（受講予定：14人）	六合公民館
		子育て広場「ぐう・ちょき・ぱあ」 （参加予定：20組40人）	第一中
		ペアレントサポーター定例会④ （出席予定：7人）	〃
		初倉公民館 社会教育講座 「身近な基本の絵手紙」 （6回目／全8回）（受講予定：8人）	初倉公民館
		中央市民学級 第7回学習会 「サブアート（色砂）の彩り豊かな Xmasの小物づくり」（参加予定：9人）	プラザおおるり
11月15日	金	六合公民館 高齢者学級 「生け花教室」（参加予定：6人）	六合公民館
11月16日	土	初倉公民館 社会教育講座 「初倉料理教室」 （6回目／全8回）（受講予定：18人）	初倉公民館

11月16日	土	初倉公民館 社会教育講座 「男性トランポウオーク」 (6回目/全8回) (参加予定: 9人)	初倉公民館
		北部ふれあいセンター社会教育講座 「工作教室」 (受講予定: 17人)	北部ふれあいセン ター
		北部ふれあいセンター社会教育講座 「おはなしカフェ子供クッキング」 (受講予定: 6人)	〃
		青少年育成支援センター運営協議会表彰式 (参加予定: 10人)	市役所大会議室
11月16日～ 11月17日	土 日	六合公民館共催「六合文化祭」 (参加予定: 2,000人)	六合公民館・六合 小屋内運動場
11月19日	火	六合公民館 市民学級 「運動教室(ボッ チャ、モルック)」 (参加予定: 40人)	六合公民館
		大津農村環境改善センター 高齢者学級 「マジックで認知症予防」 「リアル野球盤」 (参加予定: 30人)	大津農村環境改善 センター
11月20日	水	川根地区センター 里山ウォーキング 「グランドゴルフを楽しもう」 (出席予定: 20人)	川根町身成GG場
		初倉放課後子供教室(フレンズクラブ) 選択活動(初南小放課後児童クラブ交流) (参加予定: 80人)	初倉南小
		初倉公民館 社会教育講座 「女性トランポウオークA」 (6回目/全8回) (参加予定: 16人)	初倉公民館
		はつくら寺子屋(初倉小) 「大きい数」 (参加予定: 16人)	〃
11月21日	木	伊久身農村環境改善センター社会教育講座 「認知症予防講座」 (受講予定: 10人)	伊久身農村環境改 善センター
		中学生赤ちゃんふれあい体験講座事前学習 (参加予定: 175人)	第一中
		初倉公民館 社会教育講座 「くらの書道」 (7回目/全8回) (受講予定: 11人)	初倉公民館
		北部ふれあいセンター社会教育講座 「リラックス ヨガ」 (受講予定: 11人)	北部ふれあいセン ター

11月22日	金	初倉公民館 生涯学級（高齢者学級）講座 「おなか菌学 パート2」 (受講予定：65人)	初倉公民館
		中学生赤ちゃんふれあい体験講座実践学習 (参加予定：105人)	第一中
		しまおや講座（新一年生の保護者対象） 就学時検診時 (参加予定：50人)	初倉小
11月23日	土	六合公民館 高齢者学級 「カラオケ同好会」 (参加予定：6人)	六合公民館
		第2回「パパとママのための絵本の広場」 (受講予定：40人)	金谷公民館
11月24日	月	中学生赤ちゃんふれあい体験講座実践学習 (参加予定：70人)	第一中
11月25日	月	しまおや講座（新一年生の保護者対象） 就学時検診時 (参加予定：43人)	初倉南小
11月26日	火	ほほえみ学級（高齢者学級） 「熊八らくごの世界」 (受講予定：32人)	北部ふれあいセンター
		幼児・児童を持つ親の講座 「たくましい子に育てる」 2回目／全2回 (参加予定：30人)	プラザおおるり
11月27日	水	しまおや講座（新一年生の保護者対象） 就学時検診時 (参加予定：88人)	第一小
		六合公民館 高齢者学級 「演芸教室」 (参加予定：8人)	六合公民館
		初倉公民館 社会教育講座 「女性トランポウオークB」 (6回目／全8回) (参加予定：16人)	初倉公民館
11月28日	木	伊久身農村環境改善センター 社会教育講座「認知症予防講座」 (受講予定：10人)	伊久身農村環境改善センター
		中央高齢者学級 第7回学習会 しまトレと簡単な運動のヒント～元気で毎日 を過ごすために～ (受講予定：23人)	プラザおおるり

事務事業の概要

スポーツ振興課

実施（9月27日～10月28日）

月 日	曜日	事 項	場 所
9月27日	金	第25回静岡県市町対抗駅伝競走大会 代表選手選考会兼第3回実行委員会 (参加者：11人)	市役所会議室
9月29日	日	第19回市民室内ペタンク大会 (参加者：73人)	ローズアリーナ
10月2日	水	ボッチャ教室 1回目／全2回 (参加者：5人)	〃
10月4日	金	第25回静岡県市町対抗駅伝競走大会 代表選手説明会 (参加者：21人)	市役所会議室
10月6日	日	令和6年度体力・運動能力調査 (参加者：55人)	ローズアリーナ
10月9日	水	ボッチャ教室 2回目／全2回 (参加者：10人)	〃
10月10日	木	ワンバウンドふらば～る教室 1回目／全5回 (参加者：14人)	金谷体育センター
10月13日	日	しまだインクルーシブスポーツパーク 2024 (参加者：119人)	ローズアリーナ
10月17日	木	ワンバウンドふらば～る教室 2回目／全5回 (参加者：15人)	金谷体育センター
10月19日	土	親子トランプ (参加者：24人)	川根地区センター
10月22日	火	スポーツ推進委員定例会 (参加者：28人)	夢づくり会館
10月24日	木	ワンバウンドふらば～る教室 3回目／全5回 (参加者：15人)	金谷体育センター

予 定（10月29日～11月28日）

月 日	曜日	事 項	場 所
10月31日	木	ワンバウンドふらば～る教室 4回目／全5回（参加予定：30人）	金谷体育センター
11月7日	木	ワンバウンドふらば～る教室 5回目／全5回（参加予定：30人）	〃
11月10日	日	志太ペタンク大会・理事・専門部会 （参加予定：50人）	藤枝市民体育館
11月11日	月	スポーツ推進委員第2回運営委員会 （参加予定：14人）	市役所会議室
11月16日	土	市町対抗駅伝コース見学会 （参加予定：11人）	静岡市
11月17日	日	第24回静岡県市町対抗駅伝競走大会 選手選考記録会（参加予定：7人）	大井川マラソンコ ース リバティ
11月21日	木	スポーツ推進委員定例会 （参加予定：30人）	金谷公民館
		出前講座（ボッチャ、モルック） （参加予定：30人）	六合公民館
11月22日	金	市町対抗駅伝代表選手団結団式 最終説明会（参加予定：50人）	市役所会議室
11月26日	火	ワンバウンドふらば～る練習会 （参加予定：30人）	ローズアリーナ

事務事業の概要

図書館課

実施（9月27日～10月28日）

月 日	曜日	事 項	場 所
4月2日～ 1月13日	火 月	こどもの読書週間関連イベント 「しまだとしょかん 花さき山」	島田図書館
9月1日～ 9月30日	日 月	特集コーナー設置 一般：「動物愛護週間」 児童：「夜空（月・星）」	〃
		特集コーナー設置 一般：「敬老の日読書のすすめ」 児童：「おじいちゃん・おばあちゃん」「秋のおいしいものまつり」「ほんのむし博士がえらんでくれた本」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「家族とは・・・」 児童：「秋の夜空 （おつきさま・おほしさま）」 「おじいちゃん おばあちゃん」	川根図書館
9月18日～ 10月26日	水 土	「みんなちがってみんないい～LGBTQ についてかんがえよう～」関連図書展示	島田図書館
9月19日～ 10月8日	木 火	展示コーナー 「中央公園の季節を楽しむ写真展」	金谷図書館
10月1日～ 10月31日	火 木	特集コーナー設置 一般：「理想の住まいの作り方」 児童：「ハロウィン」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「読書週間」 児童：「ハロウィン・魔女」「フルーツバスケット」「あっ！とおどろくナンセンスなおはなし」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「おうちで給食・企業食」 児童：「ハロウィンはたのしいな★」 「おいしい季節がやってきた」	川根図書館
		川根図書館・川根小学校合同ハロウィン読書ビンゴ	〃
10月1日	火	ブックスタート（参加者：16人）	保健福祉センター

10月2日	水	あかちゃんタイム	島田・金谷・川根 図書館
		第一小学校施設見学 (参加者：28人)	島田図書館
10月3日	木	第一小学校施設見学 (参加者：27人)	〃
10月4日	金	高齢者おはなし会 (参加者：13人)	ふれあい健康プラ ザ
		第一小学校施設見学 (参加者：28人)	島田図書館
10月5日	土	金谷図書館文学講座 (落語) (参加者：29人)	金谷公民館
10月8日	火	ブックスタート (参加者：16人)	保健福祉センター
		第一小学校施設見学 (参加者：28人)	島田図書館
10月9日	水	おはなしギフト(すまいるハウスたまご) (参加者：6人)	歩歩路
10月10日	木	おはなし宅配便 (参加者：47人)	神谷城保育園
10月10日～ 10月29日	木 火	展示コーナー 「金谷土人形」	金谷図書館
10月11日	金	第四小学校施設見学 (参加者：85人)	島田図書館
		第2回島田市立図書館協議会	牧之原市図書交流 館ほか
10月24日	木	おはなし宅配便 (参加者：15人)	ゆりかご保育所
		雑誌の無料配布	金谷図書館
10月24日～ 11月10日	木 日	どんぐりカード (読書週間関連事業)	〃
10月25日	金	おはなしギフト (ひよこ) (参加者：15人)	五和保育園
		NPOもみの木学級おはなし会 (参加者：4人)	金谷図書館

予 定 (10月29日～11月28日)

月 日	曜日	事 項	場 所
10月31日～ 11月19日	木 火	展示コーナー 「しまだ昔えほん」	金谷図書館
11月1日～ 11月30日	金 土	特集コーナー設置 一般：「ふくろうの本」 児童：「日本文化を知ろう（相撲・歌舞伎 着物・古典・落語・和食）」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「読書週間」 児童：「ねむーい本」 「ぽかぽかあったまろう！」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「旅の景色」 児童：「おなか、いっぱい！（食欲の秋）」 「感じよう！アートな世界」	川根図書館
11月1日	金	おはなしギフト(旭町きしゃぽっぽ) (参加予定：20人)	旭町公民館
11月6日	水	あかちゃんタイム	島田・金谷・川根 図書館
11月9日	土	おはなしマラソン①	おび・りあ
11月10日	日	おはなしマラソン②	金谷公民館
11月12日	火	ブックスタート (参加予定：30人)	保健福祉センター
11月13日	水	高齢者おはなし会 (参加予定：10人)	ふれあい健康プラ ザ
		おはなしギフト (にこにこ広場) (参加予定：20人)	エルフのゆめ
11月15日	金	おはなし宅配便 (参加予定：20人)	ふわり
		NPOもみの木学級おはなし会 (参加予定：10人)	金谷図書館
11月16日	土	島田図書館歴史講座 (参加予定：30人)	おび・りあ
		本・雑誌の無料配布	川根図書館
11月19日	火	ブックスタート (参加予定：30人)	保健福祉センター
11月21日～ 12月10日	木 火	展示コーナー 「金谷宿大学写真教室受講 生による作品展示」	金谷図書館

連 携 報 告

令和6年9月分報告分の事務事業について

実施(9月27日～10月28日)

月 日	曜日	事 項	場 所
9月28日	土	静岡県立美術館移動美術展 親子でいっしょに「ワイヤーアート」を作ろう (参加者:20人)	金谷生きがいセンター
		チャリムくん絵画コンテスト 表彰式 応募作品76点 (参加者:20人)	川根文化センター
9月29日	日	静岡県立美術館移動美術展 奥中章人による鑑賞ツアー (参加者:57人)	金谷生きがいセンター
		陶芸クラブ (参加者:4人)	〃
10月1日	火	かな書道教室 基礎編 (参加者:4人)	川根文化センター
10月4日	金	セルフケア教室 (参加者:12人)	〃
10月5日	土	芸協特選落語会 (参加者:270人)	プラザおおるり
		プラモ塾 (参加者:12人)	金谷生きがいセンター
10月6日	日	吹奏楽フェスティバル (参加者:800人)	プラザおおるり
		プラモ塾 (参加者:8人)	金谷生きがいセンター
10月9日	水	陶芸教室 夜の部 (参加者:7人)	〃
10月10日	木	陶芸教室 夜の部 (参加者:7人)	〃
10月11日	金	陶芸教室 昼の部 (参加者:11人)	〃
10月12日	土	音楽であふれる街島田みんなで第九を! (練習第2回目) (参加者:92人)	プラザおおるり
		ベーゼンドルファーを弾こう (参加者:2人)	川根文化センター
10月13日	日	ベーゼンドルファーを弾こう (参加者:2人)	〃
10月14日	月・祝	ベーゼンドルファーを弾こう (参加者:7人)	プラザおおるり

10月14日	月・祝	だれでもロビーコンサート (参加者:18人)	プラザおおるり
10月16日	水	かな書道教室 応用編 (参加者:5人)	川根文化センター
		和紙工房教室 (参加者:6人)	〃
		かわねキッズダンス (参加者:10人)	〃
10月18日	金	学校給食(韓国) 学校訪問 (参加者:2人)	第四小
10月19日	土	音楽であふれる街島田みんなで第九を! (練習第3回目) (参加者:78人)	プラザおおるり
		ベーゼンドルファーを弾こう (参加者:8人)	〃
		ベーゼンドルファーを弾こう (参加者:3人)	川根文化センター
10月20日	日	DOHNANYI 2024 PROJECT ドホナーニの源流をたどる旅 ～ロマン派から近現代へ～ (参加者:300人)	プラザおおるり
		ベーゼンドルファーを弾こう (参加者:6人)	川根文化センター
10月23日	水	かわねキッズダンス (参加者:10人)	〃
10月24日	木	陶芸教室 夜の部 (参加者:7人)	金谷生きがいセンター
10月25日	金	陶芸教室 昼の部 (参加者:12人)	〃
10月26日	土	音楽であふれる街島田みんなで第九を! (練習第4回目) (参加者:79人)	プラザおおるり
		「顔の家」ライフマスクワークショップ (参加者:9人)	金谷生きがいセンター
10月27日	日	陶芸クラブ (参加者:3人)	〃

予 定 (10月29日～11月28日)

月 日	曜日	事 項	場 所
10月30日	水	かわねキッズダンス (参加予定12人)	川根文化センター
10月31日	木	陶芸教室 夜の部 (参加予定：7人)	金谷生きがいセンター
11月 1 日	金	陶芸教室 昼の部 (参加予定：10人)	〃
11月 1 日～ 11月 3 日	金 日	ふれあいと創造の集い 作品展、芸能祭 (参加予定：150人)	川根文化センター
11月 2 日	土	ベーゼンドルファーを弾こう (参加予定：10人)	プラザおおるり
		プラモ塾 (参加予定：15人)	金谷生きがいセンター
11月 2 日～ 11月24日	土 日	第67回 島田市民文化祭	プラザおおるり
11月 3 日	日	プラモ塾 (参加予定：15人)	金谷生きがいセンター
11月 6 日	水	かな書道教室 基礎編 (参加予定：4人)	川根文化センター
		行灯づくり教室 (参加予定：5人)	〃
		かわねキッズダンス (参加予定：12人)	〃
11月 9 日	土	世界の映画祭オーガナイザーが集結する映像 の未来会議 (参加予定：100人)	地域交流センター 歩歩路
		音楽であふれる街島田みんなで第九を！ (練習第5回目) (参加予定：111人)	プラザおおるり
11月10日	日	ショートショートフィルムフェスティバルin 島田～短編映画による地域活性化を考えるシ ンポジウム&上映会～ (参加予定：150人)	Glamping&Port結
		オータムブリーズコンサート (参加予定：200人)	川根文化センター
11月13日	水	かわねキッズダンス (参加予定：12人)	〃
		陶芸教室 夜の部 (参加予定：10人)	金谷生きがいセンター
11月14日	木	陶芸教室 夜の部 (参加予定：7人)	〃

11月15日	金	セルフケア教室 (参加予定：10人)	川根文化センター
		陶芸教室 昼の部 (参加予定：10人)	金谷生きがいセンター
11月15日～ 11月24日	金 日	モンゴル学生（ナラン外国語学校）友好親善 使節受入 (参加予定：5人)	第一中
11月16日	土	音楽であふれる街島田みんなで第九を！ (練習第6回目) (参加予定：111人)	プラザおおるり
11月19日	火	島田市学生親善使節（リッチモンド市）派遣 渡航前研修1 (参加予定：10人)	〃
		かな書道教室 応用編 (参加予定：5人)	川根文化センター
11月20日	水	和紙工房教室 (参加予定：5人)	〃
		かわねキッズダンス (参加予定：12人)	〃
		手打ちそば作り講座 (参加予定：13人)	〃
11月24日	日	陶芸クラブ (参加予定：5人)	金谷生きがいセンター
11月27日	水	かわねキッズダンス (参加予定：12人)	川根文化センター
11月28日	木	陶芸教室 夜の部 (参加予定：7人)	金谷生きがいセンター
11月30日	土	音楽であふれる街島田みんなで第九を！ (練習第7回目) (参加予定111人)	プラザおおるり

令和6年10月分報告分の事務事業について

実施(9月27日～10月28日)

月 日	曜日	事 項	場 所
9月7日～ 12月8日	土 日	第29回企画展 「青木晴美木版画展 色と形の向こう」	博物館分館
10月2日	水	第2回島田市文化財保存活用地域計画作成 協議会 (参加者:20人)	市役所会議室
10月5日	土	ReNDAI～大井川川越遺跡と芸術の日2024～	川越遺跡
		分館ちょっと体験「闇を照らす昔の明かり コレクション」 (参加者:28人)	博物館分館
		大井川流域の古墳出現を探る ～駿河山遺跡(牛尾山)の発掘調査～ (参加者:80人)	コミュニティサ ロン金谷
10月12日～ 12月15日	土 日	第95回企画展 「島田からはじまる宇宙 の旅 ～清水真一の見た宙～」	博物館本館
10月13日	日	しずおか遺産認定記念 諏訪原城応援隊イ ベント (参加者:51人)	諏訪原城跡
		あ～と工房 (参加者:10人)	博物館本館
10月20日	日	わくわくアトリエ「牛乳パックで作るラン タン」 (参加者:27人)	〃
		ディスカバリーパーク焼津×しまはく観測会 「土星と秋の星座を見てみよう 清水真一 さんの天文観測はすごかった!」 (参加者:14人)	ディスカバリー パーク焼津天文 科学館
10月26日	土	青木晴美アーティストトーク (参加者:38人)	博物館分館
10月27日	日	第16回しまだ大井川マラソンinリバティ 城マラソン出展	大井川リバティ

予定(10月29日～11月28日)

月 日	曜日	事 項	場 所
11月2日	土	市内関連団体による諏訪原城除草及び環境 整備ボランティア (参加予定:30人)	諏訪原城跡
11月3日	日 ・祝	第6回 「和菓子バル」	川越遺跡
		ふじのくに文化財オータムフェア協賛 博物館無料開放日	博物館本館 博物館分館
11月10日	日	博物館講座「惑星探査の近未来 ～太陽系 の成り立ち～」 (参加予定:30人)	博物館本館

島田市教育委員会定例会議案

青島市社會福利委員會

協 議 事 項

島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部
を改正する条例について

島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する
条例を、次のとおり定めることについて協議します。

島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成17年島
田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の225」を「、6月に支給する場合には100分の
225、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第2条 島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次の
ように改正する。

第3条第3項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する
場合には100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1
日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に
関する条例（以下「給与条例」という。）第3条第3項の規定は、令和6年12月1日
から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前
の給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定によ
る期末手当の内払とみなす。

対 照 表

新 条 文	旧 条 文
○第1条関係 (その他の給与) 第3条 省略 2 省略 3 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 1 省略 (5) 4 省略	○第1条関係 (その他の給与) 第3条 省略 2 省略 3 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 1 省略 (5) 4 省略
○第2条関係 (その他の給与) 第3条 省略 2 省略 3 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 1 省略 (5) 4 省略	○第2条関係 (その他の給与) 第3条 省略 2 省略 3 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の235を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 1 省略 (5) 4 省略

新 旧 条 文

例規名 島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

新 条 文	旧 条 文
○第1条関係 (その他の給与) 第3条 省略 2 省略 3 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の235を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 1 省略 (5) 4 省略	○第1条関係 (その他の給与) 第3条 省略 2 省略 3 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 1 省略 (5) 4 省略
○第2条関係 (その他の給与) 第3条 省略 2 省略 3 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 1 省略 (5) 4 省略	○第2条関係 (その他の給与) 第3条 省略 2 省略 3 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 1 省略 (5) 4 省略

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、次のとおり定めることについて協議します。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(島田市職員退隠料扶助料支給条例の一部改正)

第1条 島田市職員退隠料扶助料支給条例(昭和24年島田市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第7条第2号及び第15条第1号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(島田市情報公開条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 島田市情報公開条例(平成17年島田市条例第15号)第36条

(2) 島田市税条例(平成17年島田市条例第49号)第149条第1項

(3) 島田市法定外道路の管理等に関する条例(平成17年島田市条例第136号)第19条第1項

(4) 島田市普通河川の管理等に関する条例(平成17年島田市条例第138号)第19条及び第20条

(5) 島田市行政不服審査法施行条例(平成28年島田市条例第10号)第17条

(6) 島田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年島田市条例第2号)附則第10項、第11項及び第13項

(7) 島田市個人情報保護審査会条例(令和5年島田市条例第3号)第14条

(8) 島田市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年島田市条例第23号)第54条から第56条まで

(島田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 島田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成17年島田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(島田市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 島田市特別職の職員の給与に関する条例(平成17年島田市条例第37号)第9条第1項及び第2項並びに第11条

(2) 島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成17年島田市条例第39号)第6条第1項及び第2項並びに第6条の3

(3) 島田市職員の給与に関する条例(平成17年島田市条例第40号)第17条の2第3号及び第4号並びに第17条の3第1項第1号及び第3項第1号

- (4) 島田市職員の退職手当に関する条例（平成17年島田市条例第44号）第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項
- (5) 島田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年島田市条例第172号）第5条第1号

（島田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例等の一部改正）

第5条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 島田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年島田市条例第175号）第8条第1号
- (2) 島田市表彰条例（平成17年島田市条例第188号）第9条第1項
- (3) 島田市名誉市民条例（平成17年島田市条例第190号）第4条第2項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。
- （罰則の適用等に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

新 条 文	旧 条 文
○島田市職員退職料扶助料支給条例（第1条関係） 第1条 地方自治法第204条に規定する職員（島田市職員定数条例（平成17年島田市条例第18号）第3条のその他の職員を除く。以下同じ。）にして在職3年以上に至り退職、死亡したる者には退職料、通算退職年金、退職給与金、死亡給与金、返還一時金、遺族扶助料及び死亡一時金の給付並びに通算年金通則法の規定にもとづく地方公務員の取扱いに関する政令（昭和36年政令第389号。以下「地方公務員の取扱いに関する政令」という。）第4条に規定する者及びその遺族に対する通算退職年金、返還一時金及び死亡一時金を支給する。ただし次の各号に該当するときは（通算退職年金を除く。）これを支給しない。 (1) 省略 (2) 職務による犯罪により拘禁刑以上の刑に処せられた者	
第7条 退職料を受ける者が次の各号に該当するときは、その間退職料を停止する。 (1) 省略 (2) 拘禁刑に処せられたときは、その翌月からその執行を終り又は執行を受けなくなった月迄 (3) 省略	
第15条 遺族扶助料を受ける者次の各号の一に該当するときはその間停止する。 (1) 拘禁刑に処せられたときは、その翌月からその執行を終り又は執行を受けなくなった月迄 (2) 省略	
○島田市情報公開条例（第2条第1号関係） （罰則）	○島田市情報公開条例（第2条第1号関係） （罰則）
第36条 第22条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	第36条 第22条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
○島田市税条例（第2条第2号関係） （入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪） 第149条 前条第1項の規定によって帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	○島田市税条例（第2条第2号関係） （入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪） 第149条 前条第1項の規定によって帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
2 省略	2 省略

旧 条 文	新 条 文
○島田市職員退職料扶助料支給条例（第1条関係） 第1条 地方自治法第204条に規定する職員（島田市職員定数条例（平成17年島田市条例第18号）第3条のその他の職員を除く。以下同じ。）にして在職3年以上に至り退職、死亡したる者には退職料、通算退職年金、退職給与金、死亡給与金、返還一時金、遺族扶助料及び死亡一時金の給付並びに通算年金通則法の規定にもとづく地方公務員の取扱いに関する政令（昭和36年政令第389号。以下「地方公務員の取扱いに関する政令」という。）第4条に規定する者及びその遺族に対する通算退職年金、返還一時金及び死亡一時金を支給する。ただし次の各号に該当するときは（通算退職年金を除く。）これを支給しない。 (1) 省略 (2) 職務による犯罪により禁錮以上の刑に処せられた者	
第7条 退職料を受ける者が次の各号に該当するときは、その間退職料を停止する。 (1) 省略 (2) 懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その翌月からその執行を終り又は執行を受けなくなった月迄 (3) 省略	
第15条 遺族扶助料を受ける者次の各号の一に該当するときはその間停止する。 (1) 懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その翌月からその執行を終り又は執行を受けなくなった月迄 (2) 省略	
○島田市情報公開条例（第2条第1号関係） （罰則）	○島田市情報公開条例（第2条第1号関係） （罰則）
第36条 第22条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第36条 第22条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
○島田市税条例（第2条第2号関係） （入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪） 第149条 前条第1項の規定によって帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	○島田市税条例（第2条第2号関係） （入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪） 第149条 前条第1項の規定によって帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
2 省略	2 省略

○島田市法定外道路の管理等に関する条例（第2条第3号関係）

（罰則）

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。

(1) 省略

(2) 省略

2 省略

○島田市普通河川の管理等に関する条例（第2条第4号関係）

（罰則）

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑、50万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

(1)

｝ 省略

(3)

第20条 第3条の規定に違反した者又は第4条第1項第7号に違反して、汚水、廃液又は坑水を排水した者は、法令に定めのあるもののほか、3月以下の拘禁刑、20万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

○島田市行政不服審査法施行条例（第2条第5号関係）

（罰則）

第17条 第5条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

○島田市個人情報情報の保護に関する法律施行条例（第2条第6号関係）

附 則

1

｝ 省略

9

10 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する公文書であつて、特定の旧個人情報情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 省略

(2) 省略

11 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧個人情報（この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する公文書に記録

○島田市法定外道路の管理等に関する条例（第2条第3号関係）

（罰則）

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

(1) 省略

(2) 省略

2 省略

○島田市普通河川の管理等に関する条例（第2条第4号関係）

（罰則）

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役、50万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

(1)

｝ 省略

(3)

第20条 第3条の規定に違反した者又は第4条第1項第7号に違反して、汚水、廃液又は坑水を排水した者は、法令に定めのあるもののほか、3月以下の懲役、20万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

○島田市行政不服審査法施行条例（第2条第5号関係）

（罰則）

第17条 第5条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

○島田市個人情報情報の保護に関する法律施行条例（第2条第6号関係）

附 則

1

｝ 省略

9

10 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する公文書であつて、特定の旧個人情報情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 省略

(2) 省略

11 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧個人情報（この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する公文書に記録

されているものに限る。)をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

12 省略

13 附則第7項及び第8項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

14 省略

○島田市個人情報保護審査会条例（第2条第7号関係）

（罰則）

第14条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

○島田市議会の個人情報情報の保護に関する条例（第2条第8号関係）

第6章 罰則

第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報而自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

○島田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（第3条関係）

（失職の例外）

第5条 法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その者の罪が過失によるものであり、かつ、拘禁刑に処せられ刑の執行を猶予された者については、任命権者が情状を特に考慮する必要があると認められた場合に限り、その職を失わないものとする。

2 省略

○島田市特別職の職員の給与に関する条例（第4条第1号関係）

（退職手当の支給制限）

第9条 職員が在職中に拘禁刑以上の刑に処せられたことにより、又は懲戒免職により

されているものに限る。)をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

12 省略

13 附則第7項及び第8項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

14 省略

○島田市個人情報保護審査会条例（第2条第7号関係）

（罰則）

第14条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

○島田市議会の個人情報情報の保護に関する条例（第2条第8号関係）

第6章 罰則

第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報而自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

○島田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（第3条関係）

（失職の例外）

第5条 法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その者の罪が過失によるものであり、かつ、禁錮の刑に処せられ刑の執行を猶予された者については、任命権者が情状を特に考慮する必要があると認められた場合に限り、その職を失わないものとする。

2 省略

○島田市特別職の職員の給与に関する条例（第4条第1号関係）

（退職手当の支給制限）

第9条 職員が在職中に禁錮以上の刑に処せられたことにより、又は懲戒免職により

り任期の途中でその職を退いたときは、前2条の規定にかかわらず、当該任期に係る退職手当は支給しない。

2 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、前項の任期に係る退職手当は支給しない。ただし、拘禁刑以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

3 省略

（退職手当の返納）

第11条 退職した職員に対し退職手当を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その支給した退職手当を返納させることができる。

○島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（第4条第2号関係）

（退職手当の支給制限）

第6条 教育長が在職中に拘禁刑以上の刑に処せられたことにより、又は懲戒免職により任期の途中でその職を退いたときは、前2条の規定にかかわらず、当該任期に係る退職手当は支給しない。

2 教育長が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、前項の任期に係る退職手当は支給しない。ただし、拘禁刑以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

3 省略

（退職手当の返納）

第6条の3 退職した教育長に対し退職手当を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その支給した退職手当を返納させることができる。

○島田市職員の給与に関する条例（第4条第3号関係）

（期末手当の支給制限）

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間

任期の途中でその職を退いたときは、前2条の規定にかかわらず、当該任期に係る退職手当は支給しない。

2 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、前項の任期に係る退職手当は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

3 省略

（退職手当の返納）

第11条 退職した職員に対し退職手当を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給した退職手当を返納させることができる。

○島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（第4条第2号関係）

（退職手当の支給制限）

第6条 教育長が在職中に禁錮以上の刑に処せられたことにより、又は懲戒免職により任期の途中でその職を退いたときは、前2条の規定にかかわらず、当該任期に係る退職手当は支給しない。

2 教育長が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、前項の任期に係る退職手当は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

3 省略

（退職手当の返納）

第6条の3 退職した教育長に対し退職手当を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給した退職手当を返納させることができる。

○島田市職員の給与に関する条例（第4条第3号関係）

（期末手当の支給制限）

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間

に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
(期末手当の支給の一時差し止め)

第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 省略

2 省略

3 任命権者は、一時差し止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差し止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 省略

(3) 省略

4

5 省略

6

○島田市職員の退職手当に関する条例（第4条第4号関係）

（退職手当の支払の差し止め）

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 省略

2

に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
(期末手当の支給の一時差し止め)

第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 省略

2 省略

3 任命権者は、一時差し止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差し止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 省略

(3) 省略

4

5 省略

6

○島田市職員の退職手当に関する条例（第4条第4号関係）

（退職手当の支払の差し止め）

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 省略

2

規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) 省略

(3) 省略

2

省略

6

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 省略

2 省略

3 省略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5

省略

8

○島田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（第4条第5号関係）

（欠格条項）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 省略

(3) 省略

○島田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（第5条第1号関係）

（退職報償金支給の制限）

第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。

規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 省略

(3) 省略

2

省略

6

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 省略

2 省略

3 省略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5

省略

8

○島田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（第4条第5号関係）

（欠格条項）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 省略

(3) 省略

○島田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（第5条第1号関係）

（退職報償金支給の制限）

第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者

(2)

、 省略

(5)

○島田市表彰条例（第5条第2号関係）

（資格の喪失等）

第9条 第4条第2項に規定する優遇を受ける者が拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その資格を失う。

2 省略

○島田市名誉市民条例（第5条第3号関係）

（待遇）

第4条 省略

2 名誉市民が、拘禁刑以上の刑に処せられたときは、前項に規定する待遇を停止する。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2)

、 省略

(5)

○島田市表彰条例（第5条第2号関係）

（資格の喪失等）

第9条 第4条第2項に規定する優遇を受ける者が禁錮以上の刑に処せられたときは、その資格を失う。

2 省略

○島田市名誉市民条例（第5条第3号関係）

（待遇）

第4条 省略

2 名誉市民が、禁錮以上の刑に処せられたときは、前項に規定する待遇を停止する。

島田市伊太体育館条例を廃止する条例について

島田市伊太体育館条例を廃止する条例を、次のとおり定めることについて協議します。

島田市伊太体育館条例を廃止する条例

島田市伊太体育館条例（令和5年島田市条例第39号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の使用に係る使用料については、廃止前の第6条及び第8条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 施行日前に使用者（廃止前の第5条第1項第1号に規定する使用者をいう。）が行うべきであった原状回復については、廃止前の第13条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 4 施行日前に発生した物件の損傷又は滅失に係る損害賠償については、廃止前の第14条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

次回教育委員会定例会における 協議事項の集約

◎ 1960年代台灣社會與政治變遷
◎ 1960年代台灣社會與政治變遷

報 告 事 項

令和6年9月分の寄附受納について

寄附受納したので、次のとおり報告します。

<物品>

受入先	品 名	数 量	金 額	寄 附 者
六合中学校	生徒用図書	173冊	500,000円	(一社) 谷田川報徳社 (理事長 榛葉 正信)
		34冊	99,975円	日本赤十字社静岡支部 (支部長 鈴木 康友)
初倉小学校	児童用図書	129冊	299,985円	(一社) 谷田川報徳社 (理事長 榛葉 正信)
計			899,960円	

令和6年9月分の生徒指導について

令和6年9月分の生徒指導について、別紙のとおり報告します。

教育総務課所管施設の現況について

教育委員会所管施設のうち、教育総務課において所管している施設の現況について別紙のとおり報告します。

教育施設一覧

学校施設（校舎）

学校名	所在地	主要建物 建設年月	面 積 (㎡)	構 造	経過 年数	特記事項
小学校計			63,190			
島田第一小学校	稲荷二丁目 19番1号	R 5.12	6,829	RC造 3 F	0	《現状》令和5年度校舎・体育館 完成、令和6年度グラウンド外構 造成(放課後児童クラブ建設)
島田第二小学校	中溝町 2372番地	S54.2 S55.3	4,896	RC造2F RC造3F,S 造2F	45 44	《現状》南棟、渡り廊下雨漏り、 電話設備の老朽化
島田第三小学校	南一丁目10 番1号	S58.3	4,482	RC造4F	41	《現状》設備器具、教室床の老朽 化
島田第四小学校	中河町201 番地	R3.1 R3.2	6,277 754	RC造 3 F	3 3	《現状》令和2年度校舎・令和3 年度体育館完成、
島田第五小学校	旭二丁目25 番1号	S54.5	2,580	RC造 3 F	45	《現状》設備器具の老朽化、プー ル老朽化により使用中止
六合小学校	道悦五丁目 13番1号	H16.9	6,607	RC造 3 F	19	《現状》設備の老朽化（空調機、 浄化槽）
六合東小学校	東町1200 番地	S60.3 、H7.8 H23.12	3,334 292	RC造3F S造3F	39 12	《現状》設備の老朽化、カーペッ トの劣化
大津小学校	落合160番 地の1	S54.2 H18.7	1,432 1,743	RC造3F S造2F	45 18	《現状》設備の老朽化（保健室空 調機故障）
初倉小学校	阪本1331 番地	S56.10 S56.10 、H28.3	3,786 800	RC造2F S造2F	43 8	《現状》設備の老朽化（消防設備 等）
初倉南小学校	南原10番地	S58.8	4,000	RC造2F	41	《現状》設備の老朽化、雨漏り
金谷小学校	金谷根岸町 33番地	S58.10	7,500	RC造3F	40	《現状》設備の老朽化、雨漏り、 防球ネットの柱が木製

五和小学校	牛尾435番地	S54.3	2,196	RC造3F	45	《現状》設備の老朽化（給排水設備等）
		S54.12	2,676	RC造2F、3F	44	
川根小学校	川根町家山400番地の1	H27.8	3,006	S造2F	8	《現状》設備の老朽化（浄化槽、煙感知器）
中学校計			31,501			
島田第一中学校	稲荷三丁目18番1号	H16.3	7,377	RC造3F	20	《現状》設備の老朽化、雨漏り
島田第二中学校	旗指77番地の1	H11.12	7,938	RC造4F	24	《現状》設備の老朽化（給排水管）
六合中学校	道悦二丁目25番1号	S58.7	5,233	RC造2F	41	《現状》設備の老朽化、昇降口、職員室雨漏り
		H6.9			29	
初倉中学校	大柳南132番地	S55.5、S60.12、H6.10	4,296	RC造4F、S造1F	44	《現状》設備の老朽化（プール井水ポンプ、浄化槽）
		S55.5	308	S造1F	44	
金谷中学校	金谷栄町211番地の1	S52.3	6,871	RC造3F	47	《現状》設備の老朽化（電気設備、浄化槽）
川根中学校	川根町身成3340番地	H2.2	3,774	RC造3F	34	《現状》設備の老朽化

学校施設（屋内運動場）

学校名	所在地	主要建物 建設年月	面 積 (㎡)	構 造	経過 年数	特記事項
小学校計			12,853			
島田第一小学校	稲荷二丁目 19番1号	R5.12	1,023	S造1F	0	《現状》令和5年度改築
島田第二小学校	中溝町 2372番地	S53.2	956	S造1F (一部 2F)	46	《現状》設備の老朽化、照明 LED化未改修
島田第三小学校	南一丁目10 番1号	H5.3	927	S造1F	31	《現状》設備の老朽化
島田第四小学校	中河町201 番地	R3.7	1,532	S造1F	3	《現状》令和3年度改築、トイ レ詰まり
島田第五小学校	旭二丁目25 番1号	S54.5	958	S造1F (一部 2F)	45	《現状》設備の老朽化、照明 LED化未改修
六合小学校	道悦五丁目 13番1号	H4.2	945	S造1F	32	《現状》設備の老朽化
六合東小学校	東町1200 番地	S62.1	840	RC造1F	37	《現状》設備の老朽化、 令和6年度 カーテンレール修 繕
大津小学校	落合160番 地の1	S54.3	749	S造1F(一 部2F)	45	《現状》令和4年度耐震補強工 事実施
初倉小学校	阪本1331 番地	S58.3	716	RC造1F	41	《現状》設備の老朽化、照明 LED化未改修、ステージ雨漏り
初倉南小学校	南原10番地	S59.3	725	RC造1F	40	《現状》設備の老朽化、照明 LED化未改修
金谷小学校	金谷根岸町 33番地	S59.3	1,185 261	RC造1F RC造 1F,2F、S 造2F	40	《現状》設備の老朽化、駐車場 通路の陥没

五和小学校	牛尾435番地	S56.1	1,144	S造2F	43	《現状》設備の老朽化、照明LED化未改修
川根小学校	川根町家山400番地の1	H27.8	892	S造1F	9	《現状》煙感知器劣化（校舎欄記載）
中学校計			10,335			
島田第一中学校	稲荷三丁目18番1号	H17.3	2,439	RC造2F	19	《現状》設備の老朽化、雨漏り
島田第二中学校	旗指77番地の1	H13.7	2,569	RC造1F （一部3F）	23	《現状》設備の老朽化
六合中学校	道悦二丁目25番1号	S59.3	1,018	RC造1F	40	《現状》設備の老朽化
初倉中学校	大柳南132番地	S52.11	1,618	RC造2F	46	《現状》設備の老朽化
金谷中学校	金谷栄町211番地の1	S53.3	2,094	RC造1F （一部2F）	46	《現状》設備の老朽化、武道場雨漏り
		S53.8	106	S造2F、C造1F	46	
川根中学校	川根町身成3340番地	s 52.1	491	武道場 S造1F	47	スポーツ振興課が管理